

群馬県立がんセンター医事業務等委託に係る

プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要項は、群馬県立がんセンターにおける医事業務等を委託するにあたり、委託業者を公募型プロポーザル方式によって特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

群馬県立がんセンター医事業務等委託

(2) 委託場所

群馬県太田市高林西町6-17-1 群馬県立がんセンター

(3) 委託期間

契約締結日は令和7年7月上旬（予定）とし、業務委託期間は令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

※ただし、令和7年7月（契約締結日）から令和7年9月30日までの間に、現受託業者による引継ぎを受けること。（当該引継ぎに係る費用は新受託者負担）

(4) 委託業務内容

委託する業務は、主として次の事項及びこれに付随する業務とし、詳細は別途仕様書で定める。ただし、契約時及び契約締結後において委託者・受託者協議の上仕様書の内容を変更することとする。

3 応募資格

以下の条件を全て満たす法人とする。

- (1) 過去5年間に日本国内の一般病床300床以上の病院において、診療報酬請求事務を含む医事業務を実施し、3年以上の受託実績を有する者。
- (2) 群馬県内に本店・支店・営業所等の拠点を置く者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。
- (6) 群馬県の物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

4 スケジュール

- (1) 提案依頼開始：令和7年4月22日（火）
- (2) 参加申請期限：令和7年5月16日（金）
- (3) 問い合わせ期限：令和7年5月16日（金）
- (4) 企画提案書提出期限：令和7年6月3日（火）
- (5) プレゼンテーション：令和7年6月19日（木）
- (6) 優先交渉者の決定：令和7年6月下旬を予定
- (7) 契約締結：令和7年7月上旬を予定

5 質問受付

- (1) 受付期間：令和7年4月22日（火）～令和7年5月16日（金）
- (2) 質問方法：質問書【様式1】に本プロポーザルに関する質問事項を記載のうえ、メールで送付すること。
※電話又は口頭による質問は受け付けない。
※質問への回答は、本要項を補完する内容とするため、すべての質問事項について回答できるに限らない。
- (3) 提出先：下記6（4）と同じ
- (4) 質問回答期限：令和7年5月22日（木）

6 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

- (1) 参加申込書
 - ア 参加申込書 「様式2」 / 1部
 - イ 法人登記簿謄本 / 1部【※】
 - ウ 決算書（直近のもの1期分 半期決算の場合は2期分） / 1部【※】
 - エ 都道府県税完納証明書（所在する都道府県発行の完納証明書） / 1部【※】
 - オ 誓約書【様式2-1】 / 1部【※】

※上記イ～オは、「群馬県物品等入札参加資格者名簿」登載者は提出不要

- (2) 提出期限
令和7年5月16日（金） 17時まで
- (3) 提出方法
持参又は郵送
 - ・持参の場合は、平日9時から17時まで
 - ・郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと
- (4) 提出先
〒373-8550 群馬県太田市高林西町 617-1
群馬県立がんセンター 医事課 久保田 宛て
E-mail:gansenta@pref.gunma.lg.jp
- (5) 参加資格の結果通知

令和7年5月22日（木）までに、参加の可否を通知する。通知方法は、参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知する。

7 企画提案書の提出

- (1) 参加表明を行い、提案者と認定された者に限り、提案書を提出することができる。
- (2) 提案者は次のとおり書類を提出すること。

ア 提出書類

提案書及び添付資料（部数：各 15 部）

- ・ 提案書の様式及び提案内容は、提案書作成要領によるものとする。なお、提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提案を無効にし、契約締結後に虚偽であることが発覚した場合には、契約を解除することがある。
- ・ 添付資料は、仕様書及び提案書作成要領に基づき、必要事項について記載した資料とする。

イ 提出期限

令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 5 時までとする。

※ 提出後の変更は認めない。

ウ 提出先

上記 6（4）と同様

エ 提出方法持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

ただし、持参の場合は土日祝日を除き、午前 9 時から午後 5 時までとする。

郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

オ 審査の必要に応じて後日追加資料を求める場合がある。

8 選定委員会

- (1) 業者の審査は、「群馬県立がんセンター医事業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が評価基準に基づき行う。なお、選定委員会は非公開とする。
- (2) ヒアリングの実施
 - ア 選定委員会は、提出された提案書の内容について、提案者に対して面接ヒアリングを実施する。
 - イ ヒアリングは、令和 7 年 6 月 19 日（木）に行う。なお、時間及び場所等については、提案者に別途通知する。
 - ウ ヒアリングは 1 提案 45 分程度（プレゼンテーション 30 分、質疑 15 分）とする。
 - エ パソコン及びプロジェクターを使用する場合は事前に連絡すること。
- (3) ヒアリングを経て提案書の内容について委員による採点評価を行い、選定委員会において総合的に評価して、最も優れた提案を行った者を委託の最優先交渉者として決定する。
- (4) 審査結果については、各提案者に文書をもって通知する。

9 契約

- (1) 群馬県財務規則、病院局財務規程に基づき、優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整し、必要に応じてその内容を変更する場合がある。
- (3) 上記交渉による調整後の業務仕様書に則った見積書を提出する。
- (4) 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- (5) 契約は「請負契約」とする。

10 その他

- (1) 書類について要求した内容以外の書類等は受領しない。
- (2) 提出された参加表明書、提案書及び資料は返却しない。
- (3) 参加表明書、提案書、その他資料の作成及び提出に要する経費は提案者の負担等とする。また、プレゼンテーション及びヒアリングへの参加に係る経費も同様とする。
- (4) 提出された参加表明書、提案書及び資料は、本手続きに関する作業において必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された参加表明書、提案書、その他資料及びその複製は前号以外に提出者に無断で使
用しないものとする。